二　（略）
三　第三項の原子力発電の立地に係る公開ヒアリングが終了していること。
四・五　（略）
六　申請された地点の所在地を管轄する市町村長の地点の指定に係る同意が得られていること。
七　第四項の意見照会に対する申請された地点の所在地を管轄する都道府県知事の地点に指定に係る意向について考慮がなされていること。
八～十二　（略）
7・8　（略）
（変更）
第五条　（略）
2　前条第一項、第二項及び第四項から第八項までの規定は、前項の変更の承認に準用する。
3～5　（略）
6　前条第八項の規定は、前項の公表に準用する。
（指定の期間）
第六条　第四条第六項の指定の期間は、指定を行った日から運転を開始した日までとする。
（指定の解除）
第七条　経済産業大臣は、地点の指定を受けた事業者が第三条で規定する事業者に該当しないこととなったとき、又は指定を行った重要電源開発地点が第四条第六項に掲げる要件のいずれかに適合しなくなったとき、その指定を解除することができるものとする。
2～4　（略）
5　第四条第八項の規定は、前項の公表に準用する。

附　則

1　この告示は公布の日から施行する。
2　この告示の施行の際現に効力を有するこの告示による改正前の重要電源開発地点の指定に関する規程第四条第五項の規定による指定は、この告示の施行後も、なお効力を有する。

二　（略）
三　原子力発電の立地に係る公開ヒアリング（第一次公開ヒアリング）が終了していること。
四・五　（略）
六　申請された地点の所在地を管轄する市町村長の同意が得られていること。
七　第三項の意見照会に対する申請された地点の所在地を管轄する都道府県知事の意向について考慮がなされていること。
八～十二　（略）
6・7　（略）
（変更）
第五条　（略）
2　前条第一項から第七項までの規定は、前項の変更の承認に準用する。
3～5　（略）
6　前条第七項の規定は、前項の公表に準用する。
（指定の期間）
第六条　第四条第五項の指定の期間は、指定を行った日から運転を開始した日までとする。
（指定の解除）
第七条　経済産業大臣は、地点の指定を受けた事業者が第三条で規定する事業者に該当しないこととなったとき、又は指定を行った重要電源開発地点が第四条第五項に掲げる要件のいずれかに適合しなくなったとき、その指定を解除することができるものとする。
2～4　（略）
5　第四条第七項の規定は、前項の公表に準用する。

その他告示

○内閣府告示第八十七号

原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（平成十二年法律第百四十八号）第三条第一項の規定に基づき、北海道知事から申出のあった原子力発電施設等立地地域について、令和八年八月七日をもって指定したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年八月十四日

内閣総理大臣　高市　早苗

一　原子力発電施設等
泊発電所に設置されている原子力発電施設
二　原子力発電施設等立地地域
共和町、寿都町、蘭越町、ニセコ町、倶知安町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、余市町及び赤井川村

○内閣府告示第八十八号

原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（平成十二年法律第百四十八号）第三条第一項の規定に基づき、青森県知事から申出のあった原子力発電施設等立地地域について、令和八年八月七日をもって指定したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年八月十四日

内閣総理大臣　高市　早苗

一　原子力発電施設等
大間原子力発電所及び東通原子力発電所に設置されている原子力発電施設並びにリサイクル燃料備蓄センター及び原子燃料サイクル施設に設置されている原子力発電と密接な関連を有する施設
二　原子力発電施設等立地地域
十和田市、三沢市、むつ市、平内町、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村、おいらせ町、大間町、東通村、風間浦村及び佐井村

○内閣府告示第八十九号

原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（平成十二年法律第百四十八号）第三条第一項の規定に基づき、宮城県知事から申出のあった原子力発電施設等立地地域について、令和八年八月七日をもって指定したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年八月十四日

内閣総理大臣　高市　早苗

一　原子力発電施設等
女川原子力発電所に設置されている原子力発電施設
二　原子力発電施設等立地地域
石巻市、登米市、東松島市、涌谷町、美里町、女川町及び南三陸町

○内閣府告示第九十号

原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（平成十二年法律第百四十八号）第三条第一項の規定に基づき、富山県知事から申出のあった原子力発電施設等立地地域について、令和八年八月七日をもって指定したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年八月十四日

内閣総理大臣　高市　早苗

一　原子力発電施設等
志賀原子力発電所に設置されている原子力発電施設
二　原子力発電施設等立地地域
氷見市

○内閣府告示第九十一号

原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（平成十二年法律第百四十八号）第三条第一項の規定に基づき、石川県知事から申出のあった原子力発電施設等立地地域について、令和八年八月七日をもって指定したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年八月十四日

内閣総理大臣　高市　早苗

一　原子力発電施設等
志賀原子力発電所に設置されている原子力発電施設
二　原子力発電施設等立地地域
七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋市、かほく市、志賀町、宝達志水町、中能登町、穴水町及び能登町

○内閣府告示第九十二号

原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（平成十二年法律第百四十八号）第三条第一項の規定に基づき、福井県知事から申出のあった原子力発電施設等立地地域について、令和八年八月七日をもって指定したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年八月十四日

内閣総理大臣　高市　早苗